

## 全ト協準中型免許取得助成について

北ト協へ準中型免許の助成金申請をする場合、北ト協の交付要綱のほか、下記の内容を満たす会員については全ト協からも助成を受けることができます。ご確認のうえご利用ください。

### ① 助成対象免許

- 準中型免許（5トン限定解除を含む）

### ② 助成金交付要件

- 当該会員が、平成30年4月1日以降に当該従業員を運転者として採用していること。
- 当該運転者が、平成30年4月1日以降に指定自動車教習所等を活用して準中型免許を取得していること。
- 当該運転者は、平成元年6月2日以降の生まれであること。
- 当該運転者が、助成金申請時に当該会員事業所に在籍し、運転者として従事していること。
- 当該免許取得に係わり、国の助成金の交付を受けていないこと。

### ③ 助成額

会員が指定自動車教習所に支払った金額のうち、以下の上限額までとします。

	助成上限額
新規取得	40,000円
5トン限定解除	25,000円

※ 通学費用や自動車運転免許試験場にかかる費用等は対象外とします。

※ 北ト協と全ト協の助成額計が取得額を上回る場合、全ト協助成額を減額します。

### ④ 助成上限

- 1会員あたり20万円まで

### ⑤ 提出書類

次の書類を、北ト協の助成金請求書類に追加してください。

- 当該運転者の健康保険証（国民健康保険は非対象）・雇用保険被保険者証等の写し

※ 会社名・入社年月日が公的に確認できるもののみ書類として認められます。

### ⑥ その他の要件等

北ト協「大型・中型・準中型・けん引免許取得助成金交付要綱」に準じます。